



アストン・マーチン・オーナーズ・クラブ・ジャパン (AMOCJ) 会則

第1条 名称

この組織は英國 Aston Martin Owners Club(AMOC)の日本支部として 1973 年に認定されたものであり、その名称を Aston Martin Owners Club Japan(AMOCJ)とする。
日本名はアストン・マーチン・オーナーズ・クラブ・ジャパン（以下、クラブという）である。

第2条 所在

本部は千葉県習志野市茜浜 1-14-8 としてクラブハウスを併設する。
また連絡事務所を東京都港区新橋 2-16-1 ニュー新橋ビル 313A に置く。

第3条 主旨と目的

クラブは非政治的且つ非営利的な組織であり、会員は Aston Martin を通じて相互の親睦交流を図り、交通安全と運転道徳を遵守し、知識・情報等の交換による運転技術及び整備点検の能力向上に務める。またクラブは Aston Martin Lagonda 社その他販売会社との友好関係によりモーター・スポーツ界における名誉ある地位を確立し、AMOC 各国支部や自動車クラブとの交流を図り自動車文化の発展向上に寄与することを目的とする。またクラブは英國の AMOC の創部理念に準じて日本支部としての責任機能をはたすものである。

第4条 活動内容

1. 会員相互の親睦を推進するための集会
2. 走行会、映画会、研究会、見学会、旅行会、コンコース等の開催
3. ラリー、タイムトライアル、ヒルクライム、スピードレース等競技会への参加
4. 英国及び海外 AMOC への行事参加
5. カーバッジ・クラブグッズ等の製作販売
6. 会員所有車の修理・整備の情報提供及びテクニカル・アドバイス
7. その他、前条の目的達成のために必要な事項

第5条 入会

1. 入会希望者は車の所有にかかわらず、英國 AMOC の歴史と伝統を重んじ、クラブの主旨と目的に賛同する全ての人を対象とする。反社会的勢力及びその類に関連する者は除外とする。
2. 入会希望者はクラブ在籍 3 年以上の現会員 2 名の推薦を受けた入会申込書をクラブに提出して委員会の承認を受け、その後に入会金と年会費の支払い済ませて正会員となる。
3. 推薦者無き入会希望者は委員会の審査を経て 1 年間の暫定会員となる。入会金と年会費は正会員となる前に支払うものとする。

第6条 委員と組織構成

1. クラブ代表は本部委員、地区委員の他に顧問と監査役を任命する。
2. クラブ代表は本部委員を兼任し、本部委員の人数は必要に応じて定める。
3. 東部、中部、西部、中国・四国の 4 地区には各 1 名の地区委員を任命する。
4. クラブ代表は委員会を招集し、委員 2 名以上の出席で委員会は成立する。
5. 委員会は入会審査・各種行事の企画・広報・会計等、クラブの運営全般を決議する。
6. 委員会は会則の変更、補正等の改訂を必要に応じて隨時できるものとする。
7. 委員会は年に一度、活動計画と予算・収支決算を会員に報告する。
8. 各委員の任期は原則 3 年とするが、再任・継続を妨げるものではない。
9. 各委員の活動は全て無報酬のボランティアとする。

第7条 会員

1. クラブは正会員と名誉会員をもって構成される。
2. 会員はクラブ年会費を会計年度 4 月 1 日から 2 ヶ月内に納めるものとする。 指定期間に年会費の支払いが確認されない場合はクラブより督促を受けて委員会に報告される。
3. 委員会によって定められた年会費は納付後いかなる場合でも返還しないとする。
4. 会員はクラブの企画する全ての活動へ参加する資格を有する。
5. 名誉会員はクラブに対して功労・功績があった会員を対象とし、委員会で協議・決議して承認される。 名誉会員は年会費を免除され一代終身とする。

第8条 会計

1. クラブの収入は入会金と年会費、グッズ販売と寄付金等によって賄われる。
2. クラブの支出は各種行事開催、グッズ販売、連絡通信等クラブ運営に関わる諸費用とする。
3. クラブ会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とし、活動計画と予算、収支決算は委員会の承認と会計監査を経て会員に報告される。

第9条 退会

会員が退会する際はその旨をクラブ代表宛の書面にて提出し、委員会で受理されて退会となる。

第10条 会員資格の喪失

会員は下記に該当する時に会員資格を失う。

1. 会員が死亡した時（一代限りの会員資格で相続は認められない）。
2. 会員が破産宣告をされた時。
3. 年会費の支払いが指定期日までに実行されない時。
4. 委員会の決議により除名処分を受けた時。

第11条 懲戒

委員会は下記の発言や行為が確認された会員に対して、戒告又は除名を言い渡すことができる。但し、当該会員に対し弁明の機会は与えるものとする。

1. クラブ会則に違反をしたとき。
2. クラブの名誉を著しく毀損する発言や行為をしたとき。
3. クラブ内外において他の会員に対する名誉毀損、公序良俗に反する発言や行為、又は不利益を与える行為等が確認されたとき。

附則

1. 本会則は原則として英國 AMOC の会則に準じるものであり、地理的、社会的その他異なる条件下において、その弾力的解釈並びに運営を妨げるものではない。
2. 本会則は 1979 年 11 月 18 日に作成され、2023 年 5 月 31 日に一部を改定したものである。